

議案第7号

匝瑳市職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について

匝瑳市職員の高齢者部分休業に関する条例を別紙のとおり制定する。

令和4年12月2日提出

匝瑳市長 宮内 康幸

匝瑳市職員の高齢者部分休業に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第26条の3の規定に基づき、職員の高齢者部分休業に関し必要な事項を定めるものとする。

(高齢者部分休業)

第2条 高齢者部分休業の承認は、当該職員の1週間当たりの通常の勤務時間に2分の1を乗じて得た時間を超えない範囲内で、5分を単位として行うものとする。

2 法第26条の3第1項の条例で定める年齢は、55歳（匝瑳市職員の定年等に関する条例（平成18年匝瑳市条例第29号）第3条ただし書に規定する医師にあつては、60歳）とする。

3 任命権者は、職員が前項に規定する年齢に達した日の属する年度の翌年度の4月1日以後の日から、当該職員に係る高齢者部分休業を承認することができる。

(高齢者部分休業取得中の給与)

第3条 職員が高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、匝瑳市職員の給与に関する条例（平成18年匝瑳市条例第45号）第16条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給料の月額（給料の調整額を含む。）及びこれに対する管理職手当の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額を減額して給与を支給する。

(承認の取消し又は休業時間の短縮)

第4条 任命権者は、高齢者部分休業をしている職員の業務を処理するための措置を講じることが著しく困難となった場合で当該職員の同意を得たときは、高齢者部分休業の承認を取り消し、又は休業時間（高齢者部分休業の承認を受けた1週間当たりの勤務しない時間をいう。以下同じ。）を短縮することができる。

(休業時間の延長)

第5条 任命権者は、既に高齢者部分休業をしている職員から休業時間の延長の申請があった場合で公務の運営に支障がないと認めるときは、当該職員に係る休業時間の延長を承認することができる。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(匝瑳市病院事業の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

2 匝瑳市病院事業の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成24年匝瑳市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第11条第2項中「又は組合休暇」を「、組合休暇又は高齢者部分休業（当該職員が55歳（医師である職員にあっては、60歳）に達した日の属する年度の翌年度の4月1日以後の日で、当該職員がその申請において示した日からその定年退職日（地方公務員法第28条の6第1項に規定する定年退職日をいう。）までの期間中、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。）」に改める。

(参考)

匝瑳市病院事業の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表 (附則第2項関係)

改	正	後	改	正	前
第1条～第10条 略 (給与の減額) 第11条 略	第1条～第10条 略 (給与の減額) 第11条 略	2 職員が部分休業 (当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間を超えない範囲内の時間に限る。)を勤務しないことをいう。)、看護休暇 (当該職員が配偶者、2親等以内の親族その他管理者が別に定める者で負傷、疾病又は老齢により管理者が別に定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの看護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。)、 <u>組合休暇又は高齢者部分休業 (当該職員が55歳 (医師である職員にあつては、60歳) に達した日の属する年度の翌年度の4月1日以後の日で、当該職員がその申請において示した日からその定年退職日 (地方公務員法第28条の6第1項に規定する定年退職日をいう。))までの期間中、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。)</u> の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。	2 職員が部分休業 (当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間を超えない範囲内の時間に限る。)を勤務しないことをいう。)、看護休暇 (当該職員が配偶者、2親等以内の親族その他管理者が別に定める者で負傷、疾病又は老齢により管理者が別に定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの看護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。) <u>又は組合休暇</u>	3 略 以下 略	3 略 以下 略